



2021年5月19日

各 位

会社名 株式会社 ア ト ム  
代表者名 代表取締役社長 山角 豪  
(コード番号 7412 東証・名証 第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 春名 秀樹  
(連絡先電話番号 052-784-8400)

## 本店移転および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月19日開催の取締役会において、2021年6月17日開催予定の第50回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）に定款一部変更について付議すること、および本定時株主総会において前記定款一部変更が承認されることを条件として本店移転を行うことを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

### 記

#### 1. 本店移転

##### (1) 移転の理由

当社は、外食業界における新たな価値創造と一層の事業発展をめざし、本社機能の最適化とコロナイドグループにおける、営業・マーケティング機能、管理機能、インフラ活用等の連携強化のための環境整備の一環として、本店を移転するものです。

##### (2) 新本店所在地

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1

##### (3) 日程

本店移転日は、2021年7月31日までに開催される取締役会において決定する予定です。

##### (4) 業績への影響

2021年4月30日公表の2022年3月期の連結業績予想に織り込み済みです。

#### 2. 定款一部変更

##### (1) 定款変更の目的

前項記載のとおり、現行定款第3条（本店の所在地）に定める本店所在地を「愛知県名古屋市」から「神奈川県横浜市」に変更するものであります。

また、2021年3月2日に公表いたしました「A種優先株式（第1回優先株式）の転換に関するお知らせ」のとおりA種優先株式の全株式が普通株式に転換されたことに伴い、定款に規定するA種優先株式の条項を削除し、あわせてその他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）

(目的)

第2条 (条文省略)

1～3 (条文省略)

4. 梱包用材料、包装用品の製造および販売

5～10 (条文省略)

11. 損害保険代理業務

12. 生命保険の募集に関する業務

13. 生命保険契約の締結の代理

14～18 (条文省略)

19. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬および処分業

20. 廃油水処理装置の製造および販売

21～22 (条文省略)

23. レンタルビデオ店の経営および映像ソフトウェア等の販売

24～27 (条文省略)

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

第4条～第5条 (条文省略)

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、300,000,000株とし、このうち 290,999,968株は普通株式、9,000,000株はA種優先株式、32株はB種優先株式とする。

第7条(条文省略)

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式およびA種優先株式について、それぞれ100株とし、B種優先株式については、1株とする。

第9条～第12条 (条文省略)

第2章の2 A種優先株式

(A種優先配当金)

第12条の2 当社は、第40条に定める剰余金の配当金を支払うときは、A種優先株式を有する株主(以下、A種優先株主という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下、A種優先登録質権者という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、普通株主という。)または普通株式の登録株式質権者(以下、普通登録質権者という。)に先立ち、A種優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)(以下、A種優先配当金とい

(目的)

第2条 (現行どおり)

1～3 (現行どおり)

(削除)

4～9 (現行どおり)

(削除)

(削除)

(削除)

10～14 (現行どおり)

(削除)

(削除)

15～16 (現行通り)

(削除)

17～20 (現行どおり)

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

第4条～第5条 (現行どおり)

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、300,000,000株とし、このうち 299,999,978株は普通株式、22株はB種優先株式とする。

第7条 (現行どおり)

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、普通株式については、100株とし、B種優先株式については、1株とする。

第9条～第12条 (現行どおり)

(削除)

(削除)

う。)を支払う。

A種優先配当金=200円×2%

② 当社は、第40条に定める金銭の分配を行うときは、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、A種優先中間配当金という。）を支払う。

③ A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項のA種優先配当金の支払いは、A種優先中間配当金を控除した額による。

(累積条項)

(削除)

第12条の3 ある事業年度において、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額がA種優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、累積未払A種優先配当金という）については、A種優先配当金または普通株主若しくは普通登録質権者に対する剰余金の配当金に先立って、これをA種優先株主またはA種優先登録質権者に支払う。

(非参加条項)

(削除)

第12条の4 A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当はしない。

(残余財産の分配)

(削除)

第12条の5 当社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき200円及び累積未払A種優先配当金相当額を支払う。

② A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

(削除)

第12条の6 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(買受け等)

第 12 条の 7 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に A 種優先株式のみを買い受けることができる。

② A 種優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第 210 条第 7 項の請求をなし得ず、A 種優先株主に関する請求権に係る同条第 6 項の招集通知の記載を要しない。

(株式の併合または分割)

第 12 条の 8 当社は、A 種優先株式について株式の分割または併合を行わない。

(株主による消却又は買受けの請求)

第 12 条の 9 A 種優先株主は、平成 17 年 11 月 1 日以降いつでも、A 種優先株式 1 株につき 200 円に買取りの効力発生日現在における累積未払 A 種優先配当金相当額及び日割未払 A 種優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。

② 日割未払 A 種優先配当金相当額は、買取りがなされる事業年度に係る A 種優先配当金について、1 年を 365 日とし、買取りを行う日の属する事業年度の初日から買取りの効力発生日（いずれも同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。）とする。

③ 買取請求は、買取りの効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能剰余金の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能剰余金から配当し又は支払うことを決定した金額及び買取りの効力発生日が属する事業年度において既に取りが実行又は決定された

価額の合計額を控除した金額（以下、限度額という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

(転換予約権)

第 12 条の 10 A 種優先株主は、A 種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求できる期間中、当該決議で定める転換の条件によりその有する A 種優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

<p>(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p>第12条の11 第41条の規定は、A種優先配当金およびA種優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>第2章の<u>3</u> B種優先株式</p> <p>第12条の<u>12</u>～第12条の<u>22</u> (条文省略)</p> <p>第13条～第38条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、<u>取締役会の決議により、法令の定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u></p> <p>② 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第2章の<u>2</u> B種優先株式</p> <p>第12条の<u>2</u>～第12条の<u>12</u> (現行どおり)</p> <p>第13条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第40条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第3条の変更は、2021年7月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>
--	---

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2021年6月17日

以 上